平成２６年（フ）第１３号
福岡県田川郡福智町神崎1533番地38、前住所福岡県田川郡福智町神崎1656番地
債務者　若林　元成
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第４７８号
大分市大字田尻89番地の８
債務者　髙場　朋子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６１号
大分市大字迫824番地の２　ＷＥＬＩＮＡ・Ｋ＆Ａ201
債務者　都築　健二
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６４号
大分県別府市大字鶴見269番地の１　大野ハウス２号
債務者　筒井　勝己
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６７号
宮崎市大工３丁目234番地１
債務者　宮原　紀子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７５号
宮崎市中西町260番地１　中西ハイツＡ棟102号、前住所宮崎市永楽町117番地　スカイパール103号
債務者　友成久美子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９号
鹿児島県霧島市国分名波町20番11号
債務者　坂本カズ子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
兵庫県明石市大久保町江井島1650番地の２プレステージ明石大久保603号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬344番地　グランプレステージ神戸神陵台226号
債務者　まあしいずこと　島田　弘人
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
兵庫県明石市魚住町錦が丘４丁目８番地の３ウエストパレス魚住205号
債務者　長井　元市
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
兵庫県明石市朝霧南町３丁目11番26―306号、前住所神戸市西区水谷１丁目19番３―102号
債務者　堀ノ内智一
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
神戸市西区竜が岡４丁目５番地の６　サンライフ小山102号、旧営業所所在地神戸市西区上新地１丁目18―２
債務者　タカミアルミ工作所こと　高見　勝美
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
神戸市西区南別府４丁目341番地の143
債務者　楊　　進榮
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
神戸市西区大津和２丁目７番地の７　インペリアル伊川谷401号
債務者　上畑　健治
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
兵庫県明石市松の内１丁目５番地の８、前住所兵庫県明石市松の内１丁目５番地の６
債務者　浦川　敏和
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
千葉県柏市南逆井３丁目22番45号
債務者　田沼　　知
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第９３号
千葉県松戸市和名ケ谷985番地の４　ウィズ松戸陽だまりの丘314号
債務者　酒井　恵美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第９９号
北九州市小倉北区京町４丁目３番６―304号
債務者　中野　一美
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部